

令和 7 年度大分県観光入込客調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称 令和 7 年度大分県観光入込客調査業務

2 履行期間 自 委託契約日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

3 業務の目的

大分県における観光客の属性、目的、観光消費額等を調査し、観光の実態を把握することにより、今後の観光振興施策の立案や観光関係事業者のマーケティングに役立つ有効性の高い観光統計を整備することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 観光地点パラメータ調査（以下、「パラメータ調査」という。）の実施

ア 観光地点リストの作成

調査で使用する観光地点を示したリストは、大分県商工観光労働部観光局観光政策課（以下、「県」という。）で確定し、受託者において必要に応じて印刷する。

イ パラメータ調査票の作成

調査票は「共通基準」の標準様式をもとに、県と協議の上、調査項目を確定し、受託者において印刷を行う。

なお、調査票作成にあたっては、回答者の負担が大きくなるよう設問数及び内容に配慮すること。

また、確定した調査票については、日本語版のほか英語、韓国語、中国語繁体字、中国語簡体字を準備すること。

ウ 協力依頼及び調査実施の準備

県が選定した調査地点について、観光施設等の管理者へパラメータ調査の協力依頼を行い、スケジュールの調整等調査の準備を行う。

施設等の管理者への説明及び依頼の方法は県と受託者で協議の上、決定する。

エ 調査実施

(ア) 調査地点数

調査地点数は原則として 20 とし、詳細は県と受託者が協議の上、調査対象となる観光地点数等を決定する。また、調査地点数を変更する必要が生じたときは、県と受託者で協議の上、決定する。選定にあたっては、県内観光客の動向が適切に把握できるよう考慮すること。

(イ) 調査周期

四半期（令和 7 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 8 年 1～3 月）

(ウ) 調査実施日

対象四半期の休日（土・日・祝日）を中心に実施日を選定し、およそ 1 ヶ月間調査を実施する。

ただし、調査実施日は当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価等が把握可能と考えられる日を選定し、お正月、ゴール

デンウィーク、お盆などは除くこと。

(エ) サンプル数

各調査地点で1回の調査あたり概ね150サンプルを回収する。ただし、サンプル数は「取得調査票枚数×本人を含む同行者数」とする。

調査票の回収にあたっては、以下の点に留意すること。

※有効サンプルはすべての設問に対して有効に回答している調査票とし、必須項目に空白がある場合や質問項目間で矛盾する回答のある場合の調査票は無効とする。

※調査員は可能な限り、その場で有効な回答内容か確認する。

※無効票が出ることを想定し、サンプルは多めに確保する。

※来場者数が極端に少ない場合を除き、偏りが生じないように、可能な限りランダムに調査対象者を選定すること。

(オ) 実施方法

各地点調査員2名程度とし、原則として対面方式により調査を実施する。

(カ) 腕章・身分証の作成

調査実施中に着用する腕章及び身分証を作成する。仕様については、県と協議の上で受託者において用意する。

(キ) 調査員への研修

調査を適正に行うため、調査票の記入方法・注意事項等について、調査員に十分な研修を行い、誤記入、記入漏れがないようにすること。また、観光客、調査協力観光地に不快感を与えないよう配慮すること。

(ク) 調査員に対し、業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、受託期間であるか否かを問わず、決して第三者に漏らさないこと及び自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないように、秘密の保持を徹底させること。

(ケ) 調査結果の入力、集計

データをクリーニングし、無効票を排除する。クリーニングにおいて補完できるデータは補完した上で、一問でも記入漏れがあった場合には、当該票全体を無効票とすること。平均訪問地点数、平均利用宿泊施設数、観光消費額単価等について集計を行う。

(コ) 調査結果の報告等について

a 推計支援ツールへの入力

エの集計データを県が提供する推計支援ツール（Microsoft Excel形式）に入力する。

b 成果品の作成

パラメータ調査の調査結果について、四半期ごとに各調査項目別に集計して報告する。報告は、冊子と電子データで行うものとし、電子データはMicrosoft Word、Excel形式とする。なお、報告するデータの具体的な様式等は県と協議して決定する。

c 報告書の作成

令和8年2月調査分報告後、令和8年3月31日までに令和7年度

大分県観光実態調査報告書を作成する。具体的な報告の内容については、県と協議して決定する。

d 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については県に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。

5 留意事項

(1) 業務の実施にあたっての留意事項

ア 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。また、本調査業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに県に報告し、必要な措置を行うこと。

イ 業務の遂行にあたっては、報告者からの照会や質問への問い合わせには誠実に対応すること。

ウ 本業務における機密情報及び本業務を行うに当たり取り扱う個人情報については「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき適正な管理・取り扱いを行うこと。

エ 調査票情報等の複写、第三者への貸与および提供は禁止する。

オ 調査票情報等の適正な管理の体制、保管方法および従事する職員への研修状況等について、あらかじめ県に書面にて提出すること。

カ 集計が終わった調査票について、管理責任者は調査情報等の漏えいに配慮し、適切に処分すること。

6 委託業務の実施期間

観光地点パラメータ調査は、原則として、令和7年5月、9月、11月及び令和8年2月に実施し、結果は調査月の翌月末までに県に提出すること。また、集計データを入力した推計支援ツール（Microsoft Excel 形式）についても調査月の翌月末までに県に提出すること。

また、調査の実施期間を変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、決定する。

7 その他

当該仕様書に定めのない事項については、県と受託者の協議により、これを定めるものとする。